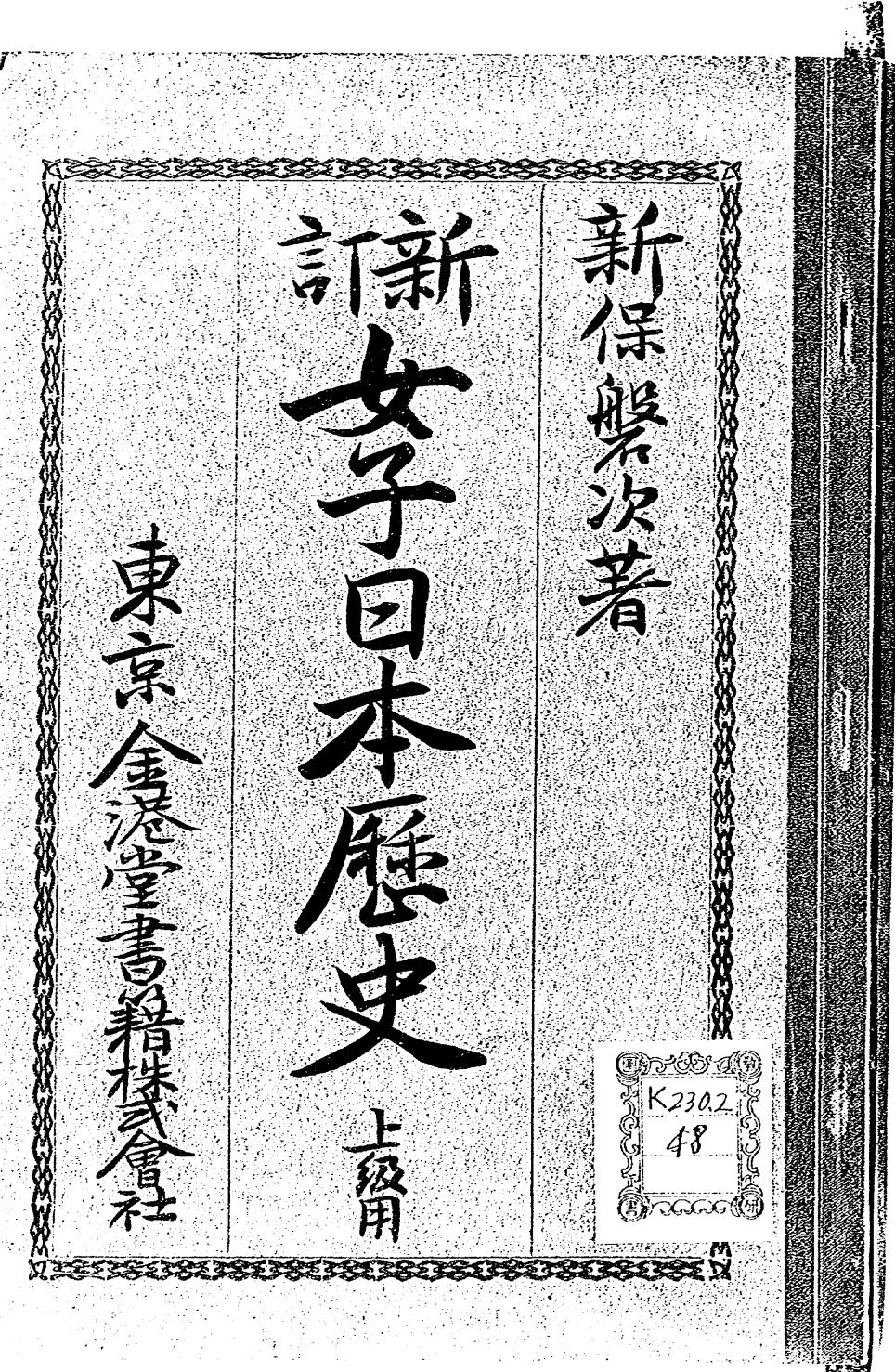


K230.2

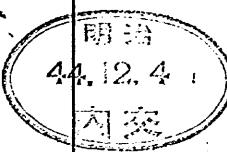
48





東京金澤堂書籍株式會社

新女子日本歴史
訂新保繁次著



目録

目録

第一章 明治維新	東京奠都	一
第二章 版籍奉還	廢藩置縣	一
第三章 外交	歐米文物制度の採用 徵兵の制	四
第四章 朝鮮との關係	征韓論 佐賀の亂 臺灣事件	九
第五章 北海道の拓殖	千島樺太の交換	一一
第六章 熊本及び萩の亂	鹿兒島の亂	一三
第七章 朝鮮との修好	朝鮮京城の變 天津條約	一八
第八章 内閣制度の創立 地方自治制の實施		二一
第九章 憲法發布 帝國議會		二三
第十章 法典編纂 條約改正		二七

- 第十一章 明治二十七八年戦役 戰後の經營 三〇
 第十二章 明治三十三年清國事變 日英同盟 三六
 第十三章 明治三十七八年戦役 三八
 第十四章 戰後の經營 諸外國との關係 韓國併合

第十五章 學術の進歩 交通機關の擴張 產業貿易 の振興 四三

第十六章 世界に於ける日本の地位 五一

年表

以上

地圖

女子日本歴史

上級用

新保磐次著

第一章

明治維新 東京奠都

明治元年、大總督宮は西郷隆盛等を率ゐて東征の途に上り給ひ、木戸孝允、大久保利通等は京都に止まりて政を輔く。三月十四日、天皇公卿諸侯を會して天神地祇に五事を誓ひ給ふ。

- 第一、廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。
- 第二、上下心を一にして、盛んに經綸を行ふべし。
- 第三、官武一途、庶民に至るまで、各其の志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す。
- 第四、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし。

文五條の御誓

第五、知識を世界に求め大に皇基を振起すべし。
之を五條の御誓文といひ、凡そ明治の新政は皆此の御誓文
の趣意に基きて行はれしものなり。

利通奏上して、從來君民隔絶の風を破らんため、先づ大英
断を以て遷都を舉行すべき事を曰へり。次で御親征のた
め京都を發して大阪に幸し給ふ。やがて關東平ぎしかば、
江戸を以て東京とし、十月江戸城を皇居とし給ふ。其れよ
り諸道を巡幸して民情を察し給ひ、西は九州より北は北海
道に至れり。是等の行幸は皆簡易・輕便を旨として、古への
九重雲深き習はしを一洗し給ひき。是れ即ち舊來の陋習
を破ることを實行し給ひし者なり。

第二章 版籍奉還 廢藩置縣

大阪行幸
東京奠都

版籍奉還

明治元年姫路藩主上表して諸藩の土地・人民を朝廷に收
められんことを請ふ。翌年木戸孝允之を長州藩主に建議
し、大久保利通は薩州藩主に説きしが、土佐・肥前の二藩亦之
に應じ、遂に薩・長・土肥四藩連署して土地・人民を奉還し、政令
をして一途に歸せしめんと請ふ。他諸藩も亦陸續として
之に倣ふ。

二年六月、諸藩の請を許し、藩制を改めて府・縣と同じくし、
府・藩・縣三治一致の政を行はる。然れども猶舊藩主を以て
知藩事に任せられければ、封建の名既に廢たれて其の實猶
存せり。

四年詔して藩を廢して縣となし、諸藩知事の職を罷めて
上京せしむ。さて舊藩主及び公家を華族と稱し、武士を士
族と稱し、世襲の祿を廢して公債證書を賜ひ、郡・縣の政全く

廢藩置縣

藩長土肥

成りぬ。斯かる大業に先に立ちて盡力しければ「薩長土肥」の名政治上に勢力ありて、四藩の士最も顯要の職を占むるに至れり。

後に明治十七年に至り、公・侯・伯・子・男の五爵を制定して華族に賜ひ、文武の功臣亦之を賜はる。爵名は支那周代の制に取られたれど、亦西洋の五爵と符合せり。維新の初め、門閥の習慣既に破られなれば、國家公務の上には四民平等にして、何人も材能によりて高位・高官に昇ることを得れども、社會私交の上には猶家柄の高下を存して、家門の榮譽を保たしめらるなり。

第三章 外交 歐米文物制度の採用 徵兵の制

大使派遣

維新の業は尊王攘夷の聲によりて開かれたり。天下有志の士多くは皆攘夷家にして、西郷隆盛の如き豪傑すら、維新前薩州と英國と交戦の時、初めて開國説に改めしと言傳へたり。されば維新の初には、まづ外國交際を絶たるべしと思ふ者多かりしに、朝廷、世界の大勢を察し、外國事務總裁を置きて、外國と和親せんことを布告せられたり。

舊幕府が外國と條約を結びしや、事草創に屬し、我れに不利なる條項少からざりき。明治四年特命全權大使を各國に遣して國政の改革を告げ、條約の不完全を改正せんことを謀り、及び文明諸國の文物制度を視察せしむ。右大臣岩倉具視を大使とし、參議木戸孝允、大藏卿大久保利通、工部大輔伊藤博文、外務少輔山口尙芳等を副とす。諸省の理事官、及び多くの留学生等隨行す。各國皆歓迎し、米國の如きは

義端實利主

日本を以て自國の開發する所なりとして、厚遇至らざる所なく、特に和蘭は舊き友國なるを以て情誼殊に厚く、大使一行がよく蘭語を話するを開き、往往涙下る者ありき。此の巡廻の間に大使等は條約改正の時尙早きを悟る所ありて之を中止せり。

維新以後、人心舊習を脱して改新に向ふと共に、其の弊や柱れるを矯めて直きに過ぎ極端なる實利主義、上流の間に行はれたり。或は古城・舊園を壊ちて桑田となし、或は森林を伐りて山を赭にし、或は古書畫・古文書を反故となす等の事少からず。奈良の興福寺の塔を仆さんとし、松島の松、向島の櫻を伐り初めしも此の頃の事なり。大使等歐米を巡回して文明國の有様を知り、歸朝の後務めて破壊を戒め、東京城の石垣を毀ち塹を埋むるを止め、社寺境内の伐木を禁

じ、名所・古蹟の風致を保存し、諸國の勝地を公園とする等、すべて心を整理・建設に用ひたり。

此の前後に舊習を去りて洋風に倣へる者甚だ多かりき。士民に散髪脱刀せしめたる事、禮服を洋式に改めたる事、神武天皇紀元を制定せし事、太陰曆を廢して太陽曆を用ひし事、日曜日を休日とせし事、十二時を二十四時に改めし事等猶多し。

兵制は舊幕府及び薩・長諸藩にて早くより洋式を採用したること諸子の已に知る所なり。維新之初、陸軍は佛式、海軍は英式を傳習せり。其の後陸軍に獨逸式を採用せしが研究經驗の久しき、既に一の日本式を成せり。軍隊は初め皆藩士を用ひられしが、明治五年徵兵令を發せられたり。現今の陸軍は男子満二十歳にして合格・當鍼の者は現役三

洋風模倣

徵兵の制

年、豫備四年四箇月、後備十年の役に服す。國民一般満十七歳以上四十歳以下を國民軍とす。海軍は海國の壯丁募に應する者を取り、現役四年、豫備三年、後備五年とす。

此の外、政治・教育・産業等の進歩發達に付ては別に章を立てて記すべし。

岩倉大使の歐米に巡遊するや、各國皆日本の長足の進歩を稱揚し、而も學者は疑て云ふ百年の大木は一夕に長せずと。然れども奈良の朝平安朝以來日本特有の文學美術を有し、又江戸幕府二百五十年間の太平に養成せらる學問、道徳は、優に西洋の物質的文明を運用すべき力を生せる者なり、決して野蠻人が俄かに文明を模倣するに比すべからず。

第四章 朝鮮との關係 征韓論 佐賀の

亂臺灣事件

此の頃朝鮮は外交を喜ばず、我が國が歐米諸國に親むを見て甚だ之を嫌へり。維新後朝廷使節を遣されたれど、舊風を守れる朝鮮は、書式舊幕府と異なるを以て、拒みて受けず。其の後我れ屢々使を遣し、及び漂民^{うきこ}を送りたれども、彼は漂民を受けて其の他に應ぜず。我が國朝野之を憤り、征韓の論起れり。參議西郷隆盛自ら朝鮮に使し、彼れ若し受けずんば之を征せんと請ふ、同列多く之に賛成す。然るに岩倉具視等新たに歐米より歸り、内國政治の先にすべきを説き、隆盛の議行はれず。隆盛及び副島種臣^{おもね}、後藤象二郎、板垣退助、江藤新平の五參議職を辭しき。

七年正月、新平佐賀に歸り、心甚だ平かならず。是れより先、佐賀人の新政を悦ばざる者、憂國黨を結び、封建の制に復せんことを謀りしが、二月、征韓黨憂國黨相合して縣廳を攻め、縣令を逐ふ。朝廷小松宮嘉彰親王を征討總督に拜し、陸海軍を發して之を伐つ。未だ至らざるに、暴徒は熊本鎮臺灣に破られ、新平等の首謀者は捕へられて刑せられき。新平司法制度に大功あり、天下之を惜む。

是れより先、我が琉球の民臺灣に漂着して生蕃に害せられ、内地の漂民も亦彼等に掠奪せられたり。當時臺灣は清國の領土なりければ、我が政府之を清國に照會せしに、生蕃は化外の民なりと答へしにより、臺灣征伐の論起りて、議遂に決す。蓋し當時諸藩の士族新政を悦ばず、動もすれば事を起さんとする者尙多かりしを以て、此の舉は一時不平を

征臺の役

外に洩すの方便とせられたるなり。

佐賀の亂の年の四月、陸軍中將西郷従道を都督となし、主として薩摩の士族を率ゐて臺灣を伐つ。生蕃諸社多く降る、牡丹社最も頑強なり。從道持重の策をなし、其の食料の道を絶ちて之を降し、遂に東部の地を占領す。清國抗議して曰く、生蕃は化外なれども土地は清國の領土なりと。よりて大久保利通を全權辦理大臣として北京に赴かしめ、往復辯論す。英國公使間に居て仲裁し、清國は難民扶養銀、臺灣修道費等五十萬兩を償ひ、島民をして再び航海の害をなさしめざるを約す。我が軍乃ち凱旋す。

第五章 北海道の拓殖 千島樺太の交換

樺太

齊昭藤田東湖等も其の論者なりと稱せられしが、未だ事業の觀るべきなく、唯僅少なる住民と、往來不定の内地人とが山海の漁獵に從事するのみなりき。維新の後北海道と改稱して今の一十一國に分ち、開拓使を置きて土人を撫育し、移住開墾を獎勵し、又宮城・青森・酒田の士族を募りて屯田兵となし、國防・開墾を兼ねしめたり。其の後多少の變革を経て開拓使は北海道廳となり、屯田兵は師團となれり。

樺太は舊幕の時より移住して漁業を營む者多かりしに、露國北方より開拓して次第に南進し、爰に境界論起れり。幕府は住民の種族を以て證とし、又歐洲人の地圖によりて北緯五十度を以て界とせんと商議しけれども、露國聽かず、恣に雜居地と稱して、侵入し、其の止まる所を知らざりき。維新の後更に之を商議すれども、議合はず動もすれば兩國

人の鬭争を起せり。ここに於て榎本武揚を全權公使として露國に遣し、聖彼得堡に於て商議せしめ、八年五月、樺太を全く彼れに與へ、千島群島全部を我れに取りて事定まりぬ。露國は其の利益の交換として、或る年限中我が國人の樺太漁業の權利等を承認せり。

第六章 熊本及び萩の亂 鹿兒島の亂

熊本の亂

熊本の士族大野鐵平等、洋風を嫌ひ、新政を憤り、同志を結びて神風連と稱す。九年十月、神風連俄かに起り、夜の火を縱ちて鎮臺・縣廳及び官吏の宅を襲ひ、少將種田政明等六十餘人を殺し、縣令安岡良亮等二百餘人を傷く。鐵平その他の首領は古代の武装をなして部下を指揮し、勢甚だ猛かりしが、鎮臺の兵力め戦ひ、即夜徒黨を擊破りければ、首領等或

は戦死し、或は自殺し、餘黨皆平ぎぬ。

長州の前原一誠維新に功あり、一たび参議に任せられしも、議論合はずして職を辭し、郷里に家居せしが、神風連と謀を通じ、熊本の變と同時に其の黨を萩に集めて縣廳を襲ふ。廣島鎮臺之を討つ。一誠敗れ、海に航して走りしが、遂に捕はれて刑せられき。

翌十年は遂に鹿児島の亂となりぬ。先に西郷隆盛参議を辭して鹿児島に歸り、世間勤儉武勇の風漸く衰ふるを憇き、賞典祿を以て私學校を立て、子弟を教養すること數千人には及べり。篠原國幹・桐野利秋等薩州出身の將佐多く隆盛に従ひて國に歸り、學校監督に従事せり。政府は彼等が事を起さんかとて絶えず之に注目せり。是れより先政府は鹿児島に彈薬製造所を置きけるが、此の年萬一の變を慮り

鹿児島の亂

彈薬器械を大阪に引上げんとしけるを、私學校黨押寄せて奪ひ返したる、是れぞ鹿児島破裂の導火なりける。

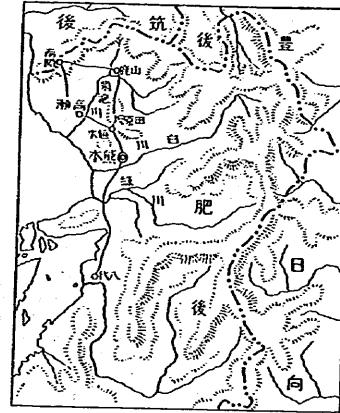
二月隆盛等兵を擧ぐ。隆盛九州を過ぎ、中國を從へて而して京都に入らんと欲し、先づ熊本鎮臺を攻む、司令長官陸軍少將谷干城・參謀長中佐樺山資紀等と共に城に據りて固く守る。隆盛其の急に抜くべからざるを知り、軍を分ちて之を攻めしめ、一軍は南の方筑後に向ふ。

此の月天皇京都に幸せり。鹿児島の飛報行在に至る。有栖川宮熾仁親王征討總督に拜せられ、陸軍中將山縣有朋、海軍中將河村純義參軍となりて發向し、筑後より進む。筑後より熊本に至るに田原阪の險あり、薩軍極力之を守りて官軍を悩ます。官軍夜を日に繼で戦ふこと十七日にして纔かに之を取り。此の戦に官軍死傷四千餘人、戦史上稀

有の激戦なりと云ふ。

一六

さる程に熊本城中には兵糧將に盡きんとし、落城旦夕に迫れり。陸軍中將黒田清隆是れより先鹿兒島の空虚に入りて兵器汽船等を收めしが更に參軍に拜し別働隊を率ゐて肥後の八代より上陸し薩軍の後ろを擣く。斯くて官軍南北より、薩軍を破り、四月中旬熊本城と連絡を通す。薩軍退きて豊後・日向地方にて城山に據れり。九月官軍大舉して城山を攻め、隆盛等皆戦死して西南全く平ぎぬ。



第二の維新

憲政の世と異なる所

維新以來諸藩の士或は新政を悦ばず、或は功を恃み、或は政權を争はんとて、亂を思ふ者多かりしが、ここに至りて不平士族の跡を絶ちしかば、或は之を第二の維新といふ。蓋し是等の亂は大抵政治上の異見あひて而も平和の手段を以て之を貫徹する道なきが故に、勝負を武力に訴へて罪を上下に得るに至る、是れ立憲政治の今日と異なる所なり。隆盛を識る者皆謂ふ、彼は自ら無謀の亂を起す者に非ず、唯彼の情に篤き性質は急激なる子弟を棄つるに忍びずして此に及べるなりと。

此の役に佐野常民大給恒首唱して博愛社を結び、官軍と薩軍とを問はず、傷病者を救療せり。聖上金を賜ひて之を奨励し給ふ。是れ今の日本赤十字社の始にして特筆大書すべき事なり。

博愛社

第七章 朝鮮との修好 朝鮮京城の變

天津條約

朝鮮の修好

朝鮮に向ては、征韓論の後更に使を遣ししも要領を得ず、八年我が雲揚艦朝鮮海を過ぎ、薪水を江華島に取りしに守兵之を砲撃す。我が兵應戰して砲臺を抜き、城を焚く。ここに於て黒田清隆を全權辨理大臣とし井上馨を副使として朝鮮に遣し、砲撃の事を談判し、及び修好を議す。彼れ辭届して、前の事を謝し、修好を承諾し、釜山元山仁川の三港を開く。朝鮮久しく支那に朝貢して、自ら屬國と稱せしかど我は今度獨立國と認めて條約を結び、其の後各國皆此の例に倣へり。

それより朝鮮國王は我が士官を雇ひて兵士を訓練せし

大院君の變

め、或は金玉均等を遣して我が文物を視察せしめ、頗る政治に勵精せり。然るに王の生父大院君改新を悦ばず、十五年七月不平軍人を煽動して我が士官及び學生を殺し、公使館を襲ひき。我が公使花房義質、仁川に奔り、英國の軍艦に投じて長崎に至る。外務卿井上馨馬關に赴き、陸海軍人をして義質を護して再び朝鮮に至らしめ、談判する所あり。朝鮮乃ち遭難者手當金五萬圓、衛兵費等五十萬圓を償ひ、特命全權大臣朴泳孝等をして來り謝せしむ。後に我は四十萬圓を返附して革新の費用となさしめたり。是れより我が國は平日兵を遣して公使館を護衛し、清國も亦兵士を駐在せしめたり。

時に朝鮮には獨立黨と事大黨とあり。獨立黨は獨立の實を擧げ、文明國の列に入らんとして、陰かに我が國の助力

十七年の變

を望み、事大黨は舊によりて大國なる支那に事へんことを欲せり。十七年、獨立黨の首領朴泳孝・金玉均等、事大黨の大臣閔泳翊等を殺して新政府を組織す。我が辦理公使竹添進一郎、國王の請により、兵百餘人を以て入りて王宮を護衛す。清の將袁世凱兵二千を率ゐて王宮に迫り、我が兵を掩撃す。我が兵衆寡敵せず、且つ人あり王を誘ひて清軍に投ぜしかば、我が軍退きて遂に國に歸りぬ。清兵我が公使館を焼き、居留人民を殺掠せり。

ここに於て特派全權大使井上馨は朝鮮に赴きて談判し、彼れをして後來を誓ひ及び償金十三萬圓を出さしめたり。同大使伊藤博文は清國天津に赴き、其の大臣李鴻章と交渉せり。然れども彼は確證なきを口實として暴徒の處分をなさず、唯出兵に關する對等の約を承諾せり、即ち兩國共に

天津條約
撤兵し且つ約して曰く「今後朝鮮國若し重大の事件ありて、日清兩國或は一國出兵を要せば、先づ互に通知し、其の事定まるに及びて直ちに撤回し再び兵を留めざらん」と、之を天津條約といふ。

第八章 内閣制度の創立 地方自治制 の實施

内閣制度
大寶制比較

十八年十二月、政府の組織を改めて内閣制度とす。内閣は各省大臣を以て組織し、内閣總理大臣之を總理す。大寶の舊制は、太政官諸省の上に居りて大政を統べ、諸省の卿は太政官の命令を執行するのみなれば、直ちに天皇に對して責任を負はず。内閣制度に於ては各省の大臣、天皇に對して直ちに主務の責任を負ひ、又法律勅令は内閣諸大臣連帶

の閣議を以て決す。之により庶政統一して割據分裂の弊なきを得るなり。

二十一年地方自治制を布かる。維新の當分は萬機改新的時なれば、中央集權とて政務はすべて政府の手に歸し、町村の吏員までも官選にて任命したりき。今此の組織を改め、先づ市町村制を施行して、市町村會を設け、人民公選の市町村長を置き、政府より委任せられたる限りに於て、市町村各自其の政務を行ふ。市町村は各自財産を有して、教育衛生等公共の事業を處辨す。郡制・府縣制亦遂次に施行せられたり。蓋し舊幕は地方分權の時代にして自治制大に發達したりしを、維新の際一時中央集權に變じたるが、今亦漸く地方分權をなし、一は以て政府の手數を減じ、一は以て人民自治の精神を發達せしむるなり。

第九章 憲法發布 帝國議會

讀者は記憶するならん、維新の初めに廣く會議を興し、萬機公論に決すべしと誓ひ給へり。されば其の後集議院等を設けて諸藩の才俊を召し、法制を議せしめられき。彼の征韓論によりて退きし副島・後藤・板垣等は、明治七年上書して民選議院を起さんことを請ひしが、朝議尙早として許されざりき。

其の翌年元老院を置き、又地方官會議を開かる。是等の議員は官選なりと雖も、漸次に立憲政體に倣ひ、民選議院を設くる階梯なり。

かくて前章に云へる如く、府・縣會及び町・村會を開き、其の地方人民の選べる議員にて組織せらる、是れ民選の議會の

政黨

始めなり。

此の頃民間には政論盛んに興り、板垣退助は自由黨を組織し、大隈重信は改進黨を組織し、國會開設を請願する者陸續として絶えず。明治十四年詔して二十三年を以て國會を開かんことを告げ給へり。翌年伊藤博文を歐洲に遣して立憲政治を取調べしめ、其の歸るに及びて制度取調局長官に任せられき。

詔法發布の

かくて國會の準備漸く成る。二十二年二月十一日紀元節を以て、天皇は皇族大臣・各國公使・元老貴紳・要路の官吏・府縣會議長等を會して憲法を發布し給ふ。詔して曰く「朕祖宗の遺烈を受け、萬世一系の帝位を踐み、朕が親愛する所の臣民は即ち朕が祖宗の惠撫慈養し給ひし所の臣民なるを念ひ、其の康福を増進し其の懿德良能を發達せしめんこ

憲法

皇室典範

とを願ひ、又其の翼贊^{ヒヨクサム}に依り、與に俱に國家の進運を扶持せんことを望み、乃ち明治十四年十月十二日の詔命を履踐し、茲に大憲を制定し、朕が率由する所を示し、朕が後嗣及び臣民及び臣民の子孫たる者をして永遠に循行する所を知らしむ」と。

憲法は國家の大法を擧げ、君民の分限を明かにする者にして、國會即ち帝國議會の設立も此の中に定められたり。皆我が國固有の習慣を基とし、西洋各國の法を參酌す。憲法の第一條に「大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す」といへるは即ち天照大御神の神誥を成文にし、二千五百餘年の史實を明記したる者なり。

同時に皇室典範亦成れり。こは皇室の御家憲にして、其の各章には皇位繼承、踐祚・即位・立后・立太子、攝政等其の他の

帝國議會

事を規定せらる。是れ亦祖宗以來の慣例を基礎として其の意を敷衍し、若しくは整頓せられたるものなり。

二十三年、貴族院・衆議院の議員を任命選舉し、其の十一月

られたり。是れ我が國立憲政體實行の始めなり。

憲法附屬法規は議院法貴族院令衆議院議員選舉法等な

り。貴族院議員は皇族・華族・勅選議員・多額納稅議員より成り、貴族院令は此の制限を規定す。衆議院議員は各府縣人民の選舉せる代表者にして、選舉人は帝國臣民の男子にして、年齢満二十五歳以上、其の府縣に満一年以上住居し、直接國稅十五圓以上を納むる者に限り、被選人も右同様にして、只年齡満三十以上なるを要せしが、其の後改正せられて選舉人の國稅は十圓以上被選舉人は納稅資格を要せざることなれり。

較外國との比

海外諸國の民が專制政體を立憲政體に變するや、長き歲月と激烈なる争ひによりて之を得たる者なり。獨り我が國僅々たる歲月を以て歡呼の間にこれを仕遂げしは、君民の間に特別の關係あるに由りてなり。されば憲法發布の日は、薪樵る山賤釣りする海人に至るまで、手の舞ひ足の踏むを忘れて、此の盛典を祝し、皇室の萬歳を祈りき。

第十章 法典編纂 條約改正

舊幕時代は戦國の餘風を存して頗る殘酷なる刑法ありしが、明治元年まづ礮火炎・縣關所(財產の沒收等を廢し)竊盜金十兩以上を死刑に處したるを改めて百兩以上となしたり、明治三年、和漢の古律を參照して新律綱領を制定し、六年

(江藤新平司法卿の時)西洋各國の法を參照して改定律例を定め、又從來司法を府・縣廳の一課として取扱ひしを、此の時各府・縣に裁判所を置きて行政と分立せしめたり。八年大審院を置き、又上等裁判所を設けて控訴・上告するを得しむ。十三年刑法・治罪法を定む。此の時死罪は絞に止め、又拷問を廢して證據裁判となす。その後裁判所構成法・民法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法等漸次制定施行せらる。裁判所は區裁判所・地方裁判所・控訴院・大審院の四級にして小事は區裁判所を初審とし、大事は方裁判所を初審とし、裁判に服せざるときは各上級の裁判所に控訴し、猶服せざるときは更に上級の裁判所に上告するを得しむ。明治四十年の改正刑法の如きは世界各國中最も進歩したる者と稱せらる。

前に云へる如く、舊幕府の時外國と締結したる條約は、我

法權

稅權

れに不利なること少からず、其の第一は法權にて、委しく云へば舊幕の時法律監獄の不完全なりし故を以て、外人は我が法律に服し難しとて、我が國內に於ける外人の裁判は各其の國の領事をして之をなさしめたり。（こは文明國が未開化等の國に向て行ふ所にして、我が國の辱なれば、岩倉大使洋行の時より以來、條約の改正を企つること屢々なりしが、いつも成功に至らずして止みき。然るに日清の役のころ英國との談判先づ纏まり、遂に各國と對等の條約を結べり。）條約改正の第二の要件は稅權なり。舊條約は輸出品及び輸入品共に課稅し、外國品は多くの利益を占めたるが、改正條約は主として輸入品に課し、且稅率は頗る高くして我が國の利益を保護せり。改正條約は明治三十二年を以て全部を實施せられたり。但し別に協定稅率とて、英國の鐵

條約改正

器佛國の織物等に對して特別の割引ありしが、四十四年に至りて之を廢し、稅權全く恢復せり。本章は明治元年より四十四年に亘れる事實なり。

第十一章 明治二十七八年戰役 戰後

の經營

朝鮮は日・清・露三國の交點に位し、海路の要處を占むるを以て、其の安危存亡は直ちに東洋の安寧に關す。故に我が國は朝鮮の獨立に就ては常に注意を怠らざりき。

然るに朝鮮は明治十七年の事變後、事大黨の世となりて弊政益甚しく、二十七年に東學黨なる亂民蜂起せり。朝鮮援を清國に求む。清即ち兵を出し、牙山に上陸せしめ、天津條約によりて、我が政府に通知す。我も亦直ちに出兵して

東學黨

京城・仁川に入り、我が居留民を保護する旨を通知せり。

東學黨は兩國の出兵を聞きて一時鎮靜しければ、清國は我に通告して撤兵を求めき。然れども我は朝鮮の善後策未だ立たざるを以て之に應ぜず、且つ清と共に朝鮮の改革を助けんことを謀りしに、清は故なく之を拒絕せり。故に我は獨力を以て之に當らんとて、朝鮮に向て政治の改革を勧告せしに、清は陰かに朝鮮に教へて決答を延引せしめ、其の間に兵を出して、一は海路より牙山に、一は陸路より平壤へ送り、前後より我が京城の兵を、擊たんとせり。

七月二十三日、我が全權公使大鳥圭介^吉は朝鮮政府の改革派の依頼により、兵を遣して王宮を護衛せしめ、又大院君を護して宮に入らしめ、自ら國王に謁見して我が好意を陳ぶ。王嘉納し、大院君等に命じて改革を行はしむ。

成歎牙山の戰

平壌包圍攻

同二十五日、我が軍艦清の軍艦と**豊島沖**に遇ふ。彼れ戰を挑む、我が軍艦應戰して大に勝つ。二十九日我が軍朝鮮政府の依頼により、清兵を境外に放逐せんため、成歎驛に戰ひて之を破り、遂に牙山の本營を抜けり。

八月一日、宣戰の詔下る。我が軍平壌に向ふ、陸軍中將野津道貫之を部署す。少將大島義昌は正面より敵を攻撃し、道貫は其の左より遡りて敵の右方に出で、少將立見尙文は朔寧より右に分れて平壌の後面を襲ひ、元山より上陸せる少將大迫尙敏の先鋒大佐佐藤正は平壌の左側を突かんとす、是れ有名なる平壌の包圍攻撃なり。九月十五日諸軍平壌に達し、激戦曉より夜に至る。十六日清兵城を棄てて遁る。十七日我が聯合艦隊、清の北洋艦隊に黃海に遇ふ。司令長官海軍中將伊東祐亨艦隊を督して奮戦すること五時

黃海の戰

遼東占領

間、敵の四艦の破壊沈没せしめ、其の他を追走らす。

是の月十五日、天皇大元帥として大本營を廣島に進め給ふ。大將山縣有朋第一軍司令官に補せられしが、後に病ありて野津道貫之に代れり。第一軍已に平壌を抜き、破竹の勢を以て鴨綠江を渡りて清の遼東に入り、連りに九連城・鳳凰城を取り、十二月海城を取り。海城は北京と奉天との要路に當りたれば、清兵屢々逆撃して激戦せり。我が兵漸次進撃して二十八年三月牛莊を取りて遼東半島を占領し、又遼河を渡りて田莊臺を取り。同月我が別軍臺灣地方を經略して澎湖島を占領せり。

第二軍は大將大山巖司令官として二十七年十月花園口に上陸し、十一月金州城・旅順口を取り。二十八年一月更に海路榮城灣に上陸し、二月威海衛の陸地を占領せり。

威海衛占領

北洋艦隊滅
媾和

此の時清の北洋艦隊死を以て威海衛を守る。伊東祐亨夜に乗じて水雷艇を縱^さち、定遠等數艦を破壊す。清の提督丁汝昌力盡き、二月十二日使を遣して現在の軍艦兵器砲臺を我に納れて以て軍人等の生命を助けんことを請ふ。祐亨之を許す、汝昌自殺す。清の北洋艦隊全く滅びぬ。

三月清の全權大臣李鴻章馬關に來りて和を講ず。我が全權大臣伊藤博文同陸奥宗光之と商議し、清國は朝鮮の獨立を承認する事、遼東・臺灣・澎湖島を割譲する事、償金二億兩を納る事、長江諸港を開く事等を約して和議成りぬ。然るに露獨佛三國同盟して我に忠告すらく、日本が永久に遼東半島を所有するは東洋の平和に害ありと。博文等奏請して遼東を清に還附し、代價として金三千萬兩を收めき。

臺灣已に我が有に歸せしに、清の將劉永福等之に據りて

三國干涉

臺灣平定
戰後の經營

肯て地を我れに致さず、而して清國政府之を制すること能はず。陸軍中將北白河宮能久親王之を征し給ひ、中道にして病み薨す。然れども臺灣ついで平ぎ諸軍凱旋す。

ここに於て總督府を置きて臺灣を治む。軍備を擴張して戰役前六師團なりしを十二師團に増加し、特に力を海軍に用ひたり。又償金の中より皇室費を獻じ、教育基金を置く。償金の流入によりて實業亦漸く興れり。

傳へ聞く、此の役に天皇廣島の大本營にまし、冬日二等卒の軍服をめして寒風の中に立ち、左右を顧みて宣はく「軍隊の勞苦さぞあらん、汝等よく之を撫せよ」と。又皇后陛下は日日繩帶を製して負傷者に賜ひ、或は廣島の陸軍病院に行啓して一傷病者の容體を慰問し給ひき。

冬日二等卒の服を御す
皇后陛下

第十二章 明治三十三年清國事變 日英同盟

北清事件

從來歐洲諸國は清國の振はざるに乘じて其の勢力を擴張したるが、日清戰役後露・獨・佛は特に各自の勢力を利用して清國の要地を占め、利益を專有し、人民を虐待せり。明治三十三年義和團なる匪徒蜂起して、鐵道・教會堂を破壊し、外國人を攻撃す、之を團匪といふ。在朝の攘夷黨亦之に附和し、匪徒は北京の各國公使館を圍む。各國聯合軍、公使を北京に救援せんとし、日本兵之が主力たり。六月太沽の砲臺を陥し、我が海軍大尉白石蔭江先登す。七月天津城を陥し、我が陸軍軍曹藤井房次郎等先登す。八月北京を陥し、我が兵最も抵抗烈しき諸門を破りて入る。此の

役に我が兵、戰鬪勇烈、紀律嚴肅なること聯合諸軍に冠たり。各國は其の勇に依頼し、清人は其の仁に歸伏し、日本の眞價初めて、歐米諸國に認められたり。

亂平きて後、各國善後策を議し、清國に向て報償を求む。就中露・獨・佛三國は動もすれば清國を分割せんとする形跡ありと云はれ、日・英・米三國は常に清國保全を主張せり。此の平均は實に東洋の安寧を繫ぐ權衡にして日本の意向は東洋の形勢を一變するを得べかりき。されば露國は日露同盟を欲し、英國は日英同盟を欲せり。

三十五年日英同盟成る、清・韓二國の獨立を保障し、東洋の平和を保つを目的とす。當時朝鮮は韓と號し、皇帝を稱せり。後四十四年更に日英同盟を繼續せり。

日英同盟

戦役の原因

第十三章 明治三十七八年戦役

露國は先に我が國に忠告して、遼東を清國に還附せしめしが、其の覺書の墨痕未だ乾かざるに、自ら旅順・大連を租借し、大規模を以て満洲經營を始めたり。北清事件の起るや鐵道守備を名として大兵を満洲に出し、事平きて後猶兵を撤せず、強ひて清國と密約して満洲を占領せんとす。我が國屢々之に抗議し、且つ一方には日英同盟を結べり。

かかりしかば露國は遂に讓歩して満洲還附及び撤兵を宣言せしが、期に至りて約束を履行せず。我が國再三交渉すれども更に要領を得ず、其の間露國は益々海陸の兵備を増加せり。

國交破る

三十七年二月、我が政府は自由行動を宣言し、同八日、聯合

艦隊司令長官海軍中將東郷平八郎は本隊を率ゐて旅順に向ひ、少將瓜生外吉の率ゐたる分隊は仁川に向ひ、共に大に露國の東洋艦隊を破れり。

同月十日宣戰の詔下る。露土戰爭以來智勇を以て聞こえたる露國の陸軍大臣クロバトキン是の月を以て極東陸軍總督に任せらる。

四月、敵の旗艦ペトロバウロスク我が水雷にかかりて爆沈し、海軍戰術家として世界に有名なる司令長官マカロフ戰死す。此の前後我が艦隊屢々旅順を攻撃し、三たび閉塞隊を組織して港口閉塞を企て、殆ど其の目的を達し、中佐廣瀬武夫は之に死せり。

五月、第一軍司令官陸軍大將黒木爲楨是れより先仁川より上陸してこの月大に敵軍を鳴綠江に破りて北に進む。同

閉塞隊

南山の戦
得利寺の戦

四〇

月大將奥保鞏^{オホシタカ}の第二軍は遼東に上陸し、南山の險を奪ひ、得利寺の戦に勝ち、轉じて北に向ふ。ついで中將乃木希典^{ノモヒヂカ}の第三軍は旅順を包囲す。大將野津道貫^{ノシヅタク}の第四軍川村景明の第五軍亦各地より上陸し、所在の敵を追拂ひて、同じく北に進む。

遼陽の戦

九月、我が満洲軍總司令官元帥大山巖諸軍を督して大に遼陽に戰ひて之を占領す。此の戦に敵帥クロバトキン退却の方略巧妙にして一時之を嘆稱す。十月沙河に會戰し、我が軍大に勝つ。

旅順の攻撃

旅順元と天險の要害にして、而も露軍の要塞防禦術は天下無雙^{ミツシマ}と稱せらる。我が軍海陸より之を攻め、容易に抜くこと能はず。八月、港内なる敵の艦隊圍を衝いて出で、我が艦隊の破る所となり、敗殘の餘復た爲す所なし。然れども

奉天の會戰

陸戰は日に激烈を増し、短兵相搏つも猶足らず、耳を喰み目を抉り、古今戰爭の慘酷を極む。十一月、二百三高地の要害我が手に歸し、それより各處の砲臺逐次に占領せらる。守將ステッセル力盡き、三十八年一月一日開城す。聖上勅して特に禮遇を賜ひ、武士の面目を保たしめらる。

かくて乃木軍も北に進み、諸軍諸方面より進撃し、この年三月奉天附近に會戰す。其の戰線四十里に亘り、古今未曾有の大戰とす。我が作戰計畫着々成功し、敵の全軍を包囲して大に之を破る。敵の死傷十萬に餘り、捕虜萬を以て數ふ。この戦に我が追擊猛烈を極め、クロバトキンをして再び退却の妙を誇らしめざりき。

先に露國の旅順艦隊は既に敗殘し、浦潮艦隊も亦爲する能はず。よりて露國は稀有の計畫をなし、殆ど本國バル

日本海海戰

チック艦隊の全力を擧げて東航せしめ、艦船三十餘隻、海路十個月を経て五月我が近海に至れり。我が艦隊之を對馬海峡に逆撃し、二晝一夜激戦の後殆ど敵艦を全滅し、司令長官ロヂエストヴェンスキイを擒にせり。これを日本海海戦といふ。

既にして我が陸軍は別に樺太に上陸して全島を占領したり。

ここに於て米國大統領ルーズベルトは日露兩國に媾和の議を提出せり。我れは其の好意を納れ、全權大使小村壽太郎、同高平小五郎を米國ボーリッマスに遣して露國の全權ウイット同ローレンと商議せしむ。我れは務めて寛大に從ひ、韓國の保護權を我れに得ること、滿洲の主權を清國に還附することを主とし、其の他は遼東の租借權を我れに移

し、長春以南の鐵道等を讓與せしめ、露國沿海州に漁業するの權を得、樺太の割譲^{カツイフ}は五十度以南に譲歩し、軍費補償金の請求は全く之を撤回して局を結びぬ。

第十四章 戰後の經營 諸外國との關係

韓國併合

日露の平和已に復し、我が國はボーリッマス條約によりて、韓國を保護國となし、統監府を京城に置きて外交を處置せしめ、後更に協約して内政をも指導せり。實業の開發に付ては我が官民の協力に成れる東洋拓殖會社等ありて之に從事す。

樺太には樺太廳を豊原に置き、漁業農業等を獎勵す。
滿洲に於ても同條約により關東州を租借し、旅順に關東

諸外國との
關係

都督府を置きて之を管轄し又鎮守府を置きて軍港を管す大連は開放して商港とす。露國より繼承せる鐵道及び炭礦等に付ては亦官民の協力に成れる南滿洲鐵道會社ありて之を經營せり。

露國が絶東に敗れしより、露佛同盟の重き頗る減せり。英國之を機として英佛協約を結び一方には英露協約をなし、互に握手せしこと既に西洋史に云へり。されば日英同盟自然の結果として日本も亦露佛に接近し、日佛協約及び日露協約を生ぜり、其の大要は清韓の領土を保全し、日本が得たる戦後の地位を尊重し、露佛が東洋に於ける領土の安全を保障するなり。かくして英佛英露・日佛・日露交互に握手して以て平和の花環を造れり、而して其の中心は日英同盟にあり。

韓國併合

韓國は我が保護に歸してより後も、私黨相争ひて人心常に動搖し、隨て公共の安寧を保つに足らざるを以て、四十三年八月我が國に併合して又朝鮮と稱し、一致の政を行ふ。各國皆之を承認す。元の韓帝室を李王家として皇族に准じ、門閥功勞ある者に爵を賜ひ、一般士民に金を賜ひて産業の資となさしめらる。兄弟の國ここに於て一家となれり。

大學

第十五章 學術の進歩 交通機關の擴張
産業貿易の振興

維新の初、大學を設け、本校には皇漢學、南校には洋學、東校には醫學を教へたり。後に是等を合併して東京大學と稱せしが、今は東京帝國大學といひ、法科・理科・醫科・工科・農科・商科等の分科あり。其の後京都帝國大學・東北大學・九州大學

皆設立せられたり。中學・小學の學制は明治五年發布せられ、兒童滿六歳に至れば必小學校に入りて普通教育を受けしむるを義務とし、更に高等普通教育を受けんと欲する者は中學に入らしむ。女子の高等普通教育には高等女學校あり。

特殊學校

此の外特殊の學校には高等商業・高等工業・高等農林學校あり、醫學専門學校あり、又高等中學校ありて各種の専門學校又は大學豫備を教授す。小學教員を養成せん爲め、各府縣に師範學校を設け、又師範學校・高等女學校の教員を養成せん爲め、高等師範學校及び女子高等師範學校を設く。其の他美術學校、音樂學校、盲啞學校、農工・商に關する各種の實業學校あり。陸海軍遞信省にはそれを専門の學校あり。

私立學校

私立の學校には慶應年中、福澤諭吉慶應義塾を立てて英

學を教へ、又平易なる著譯を出版して一般の文明を進むること甚だ多かりき。其他津田仙の學農社・大隈重信の東京専門學校、又は東京法學院等の諸法學校、濟生學舍等の醫學校又女學校には女子大學その他多くの私立女學校何れも官公立學校の不足を助け、學術教育に貢獻すること少からず。是等の學校中に後に大學組織となれる者あり、慶應義塾は慶應大學、東京専門學校は早稻田大學と改稱するが如き即ち是れなり。

二十三年教育に關する勅語を下し給ひ、教育の方針益明かなり。斯くて教育普及上進し、新研究をなす者年年に多く、醫學・天文學等の研究北里氏・木村氏の研究の如き往往西洋を凌ぐ者あり。殊に醫術に於ては世界中獨逸の次に指を日本に屈する者あるに至れり。

教育勅語

學術の研究

交通の機關は舊幕時代に、一月數度乃至一年數度の飛脚便によりて都鄙通信し、又陸路は馬により、海路は小弱なる和船によりて貨物を運搬したりき。明治の初年、東京・横濱間に始めて鐵道を敷き、長崎・横濱間に電信を架し、ついで陸運會社及び郵便の設けあり、各府縣道路の修築亦盛なりき。それより官設の鐵道・電信・郵便及び私立諸會社の鐵道漸漸隆盛に至れるが、日露戰役後は鐵道國有主義となれり。又滿韓鐵道の經營により、大連又は釜山より西伯利亞線に連絡する者は東西洋交通の二大門戶たり。

海運は臺灣征討の役に政府にて買入れたる汽船十數艘ありしを、岩崎彌太郎に委託して保護金を與へ、日本沿海及び上海の航路を開かしめたり、是れ三菱會社の成立なり。後に共同運輸會社と合併して今の郵船會社となり、其の後

に起りたる東洋汽船會社と共に航路を歐米に延長せり。又大阪商船會社及び日清汽船會社ありて専ら關西沿岸と清國・長江航路に從事せり。

農業は大體に於て前代に異ならず。そは本邦の地形及び農家の成立によりて大耕地なきを以て、北海道の外は大抵洋式の大農具を用ふる所なればなり。然れども各府縣に農學校・農事試驗場・農談會等ありて、種子・肥料の改良・蠶病の研究・驅蟲の方法等、農事の進歩亦少からず。山林は舊藩制度の破れたるに乗じて諸國にて濫伐したるが爲め、年々暴水の害多く、今正に善後經營中なり。

物產は開港の初より生絲と茶とに各國の好評を得て、以來輸出の重要品たり。其の他絹布・陶器・漆器・美術品等亦海外に歡迎せらる。是等の物往往粗製濫造を以て排斥せら

貿易

るることあれど、まづは一般に好評といひて可なり。洋式の大工場は、初め大藏省の印刷局、開拓使の諸製造所、富岡の製絲場等官立の工場多かりしが、其の後國家事業に非る者は漸漸民業に移されたり。工業上最も肝要なる若松製鐵所は未だ著しき成績を示さず。現今最も成功したる者は紡績場にして大阪地方に最も多く、販路は支那を中心とする。日露戰役前後より水力電氣の應用を計畫する者各地に多いことは我が國の地勢急流多きによるならん。要するに我が國は土地殆ど拓き盡し、人口亦餘りあり、農業國より漸次工業國に變すべき時期になりつつあり。

内國貿易は交通機關既に發達し、銀行の如き金融機關も完備して大に昔日の面目を改めたり。海外貿易は、萬國博覽會の出品にて最も多く世界に知られ、貿易總額十年毎に

必ず二倍以上を増し、今や年々八九億圓に達せり。然れども我が商工物猶未だ幼稚なるを免れず、各國の嗜好流行等を察するに拙く、又は商業道德に付て苦情を受くるが如きは皆貿易の隆盛を妨ぐる者にして、當業者の反省研究する所なり。

第十六章 世界に於ける日本の地位

從來東洋諸國の消息は世界の大勢に關せずとして、萬國史上殆ど忘却せられたり。然るに近世の勢は世界を通じて一大系統となすのみならず、歐洲強國の争ひ一時東洋に集れり。此の時に於て日本國民勃然として興り、各國の間に立ちて平和の花環を作り、以て一時東洋の安寧を保てり。かくて世界何れの國と雖も、日本の同意を得るに非れば絶

東に於て事を起すこと能はざる形勢となり、日本は世界の一大勢力となれり。是れ日本國民が三千年の歴史によりて養成せられたる結果ならずや。

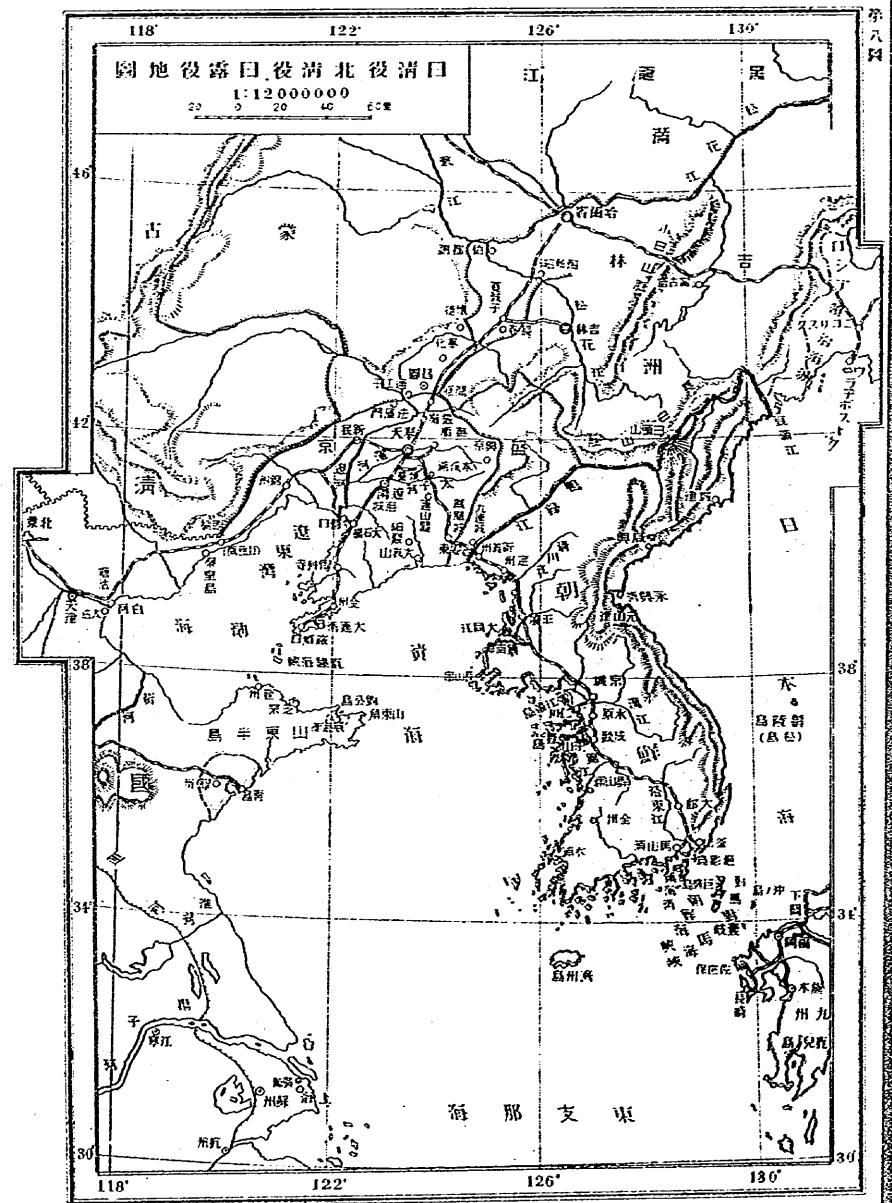
學者は曰く過ぎし半世紀に於て、伊太利統一の如き、獨逸統一の如き、重要な國家の發達を見ること多し、而して日本民族の勃興は其の最も重要な者なりと。又曰く日本人は世界に於て偉大の天職を帶ぶる者なり、それは東西洋の連鎖として歐洲の舊國と亞細亞の舊國とを相結ぶに在りと。されば我等が責任は只武力の權衡を保ち、一時の平和を謀るのみならず、先進國と相携へ後進國を誘ひて、以て世界永久の平和・文明に貢獻するにあり、其の使命豈偉大にして尊貴ならずや。

女子日本歴史

上級用終り

年表

三四



M 230.21-58

明治四十四年十一月二十一日印刷

明治四十四年十一月二十四日發行

女子日本歴史 上級用

定價金貳拾錢

著作者 新保磐次

印 刷 行 兼

金港堂書籍株式會社

東京市日本橋區本町三丁目十七番地

代 表 者

原 亮一郎

印 刷 所

東京國文社

東京市下谷區本町三丁目十五番地

複製
不許

發賣所

東京市日本橋區
本町三丁目

振替貯金口座
八八一五番

金港堂書籍株式會社

234

394

